# まちづくり情報誌

No.37　　2019．7．5 発行　まちづくり推進課

## 特集　令和元年度の町の補助制度について

### はじめに

今金町では、まちづくりの指針となる最上位計画『第５次今金町総合計画後期計画』や人口減少克服や地方創生に特化した計画『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき様々な補助制度を設けております。

さて、５期目となります外崎町政のスタートに伴いまして、『新住宅リフォーム助成事業』を制度拡充し、『新マイホーム取得奨励事業』を開始します。

また、半島振興法に基づく税制特例の活用について概要や手続きなどをわかりやすくご紹介します。

### 目　次

■ 暮らし生活等支援事業

① 新住宅リフォーム助成事業（制度拡充）・・・・・・・・・・・２

② 新マイホーム取得奨励事業（新規制度）・・・・・・・・・・・３

③ 半島振興法に基づく税制特例の活用について（新規制度）・・４

暮らし生活等支援事業

## ①　新住宅リフォーム助成事業

◆概要

町民の居住環境の向上と地域経済の活性化対策の一環として、住宅を持つ町民の方が町内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム費用の一部を助成する事業です。

1、助成期間

**２０１９年４月１日から２０２３年３月３１日まで（４年間）**

2、助成の内容

**対象工事費の２０％（上限３０万円）**※千円未満の端数は切捨て

（上限額が拡充され 20 万円から 30 万円になりました。対象を４月まで遡り支給します）

3、助成対象者

- 町内に在住し、住民票に登録されている方
- リフォームを行う住宅の所有者又はその配偶者もしくは直系親族であり、実際に居住している方
- 町税等の滞納がない方（世帯全員）

4、助成対象住宅

- 町内に建設されている個人住宅
  ※店舗等との併用住宅の場合は個人住宅部分のみが対象
- これまで（平成２５年度～平成３０年度）に助成金の交付を受けたことのない住宅

5、その他交付条件・注意事項等

- 交付決定前に工事に着工していないこと
- 町内施工業者が実施する工事であること
- 各年度末までに事業完了届を提出できること
- 事業費が３０万円以上（消費税相当額を除く）であること
- 助成金の交付は、４年間のうち同一住宅につき１回限り
- 原則、申請者本人が来庁すること（時間外等は要相談）
- 毎年度予算の範囲内で助成（要事前相談）

◆申請の流れ

① リフォーム内容の確定（町内施工業者と十分に相談）
② 原則、申請者（住宅所有者）が交付申請書の提出を行います
③ 助成金の交付決定（決定通知書を送付）
④ 工事着手
⑤ 工事完了
⑥ 工事完了届の提出
⑦ 助成金額の確定（確定通知書を送付）
⑧ 助成金の交付

申請方法など詳細については、町ホームページをご覧ください。
http://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/kurashi/jyuutaku/post_214.html
今金町役場　まちづくり推進課　（☎８２－０１１１）へお気軽にご相談ください。

## ② 新マイホーム取得奨励事業

◆概要

町内に住宅を取得する方に対し、マイホーム取得奨励金を交付し、住宅取得の初期費用の負担を軽減することにより、住みよいまちづくりのための住環境整備の推進と、転入人口の増加及び転出人口の抑制を図り、人口減少の歯止め及び人口構成バランスを改善させ、活力ある地域社会を築くことを目的とする事業です。（※この事業は 2023 年３月３１日までとなっております。）

◆交付概要

町内に住宅を取得（新築・建売住宅購入）した場合に奨励金２０万円を交付します。

また、他市町村から転入する方、子育て世代の方、町内業者による施工の場合などはさらに奨励金に加算があります。

◆加算要件

①町外から転入した世帯　８０万円

②町内業者による施工の場合　５０万円

③中学生以下の子がいる世帯、または 40 歳未満の単身世帯、

または夫婦どちらかが４０歳未満の夫婦のみ世帯　３０万円

◆交付要件

①交付要件を満たす住宅（次に掲げるすべてを満たす建物）
　ア　玄関、居室、台所、便所及び浴室を有し、生活するために必要な機能を備えていること。
　イ　自己の居住の用に供する部分の面積が 50 ㎡以上であること。
　ウ　建築基準法及びその他法令の規定に違反していないこと。
②住宅を新築、建て替えまたは建売住宅を購入し、新たに自己の所有物にすること。
③建売住宅は建築確認日から１年を経過していない住宅であり、かつ使用されたことのない住宅であること。
④住宅の所有権の持分を、住宅居住者が２分の１以上有すること。
⑤交付金の交付を受けようとする方及び同一世帯に属する方全員に町税等の滞納がないこと。
⑥取得した住宅の所有権保存登記をしていること。
※適用除外
①相続、贈与等の取得対価を伴わない事由で住宅を取得した場合
②公共事業に伴う住宅の移転補償により住宅を取得した場合
③暴力団員等もしくは暴力団員と密接な関係を有する場合

申請方法など詳細については、町ホームページをご覧ください。
http://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/kurashi/jyuutaku/post_2034.html
今金町役場　まちづくり推進課（☎８２－０１１１）へお気軽にご相談ください。

## ③　半島振興法に基づく税制特例の活用について

半島振興法の改正と税制改正により、国税に係る租税特別措置や地方税の不均一課税（※）に係る減収補てん措置が延長・拡充されました。
今金町では、「今金町産業振興促進計画」を策定し、半島地域の国税に係る租税特別措置の適用が受けられる地域として、国から指定を受けました。

※　不均一課税とは、特定の場合において一定の範囲に限って条例により一般税率と異なる税率で課税することです

### 法人税・固定資産税などの軽減のチャンス！

**法人税・所得税の軽減（国税）**

対象事業の事業者が対象設備の取得、建設等を行った場合、５年間、割増償却できます。

**固定資産税などの軽減（地方税）**

国の財政支援の下で、事業税、不動産所得税、固定資産税の税率が優遇されています

### ■ 国の優遇措置の対象業種、取得価格等の要件

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事業者の規模（資本金） | | 1,000万円以下 | 1,000万円超5,000万円以下 | 5,000万円超 |
| 対　　象 | | 機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得等 | | 機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る新増設 |
| 取得価格 | 製造業・旅館業 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 |
| | 農林水産物販売業 情報サービス業 | 500万円以上 | | |
| 償却限度額 | | 機械・装置：普通焼却限度額の３２％<br>建物・付属設備、構築物：普通償却限度額の４８％ | | |
| 適用期限 | | 5年間 | | |

### ■ 固定資産税の不均一課税

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事業者の規模（資本金） | | 1,000万円以下 | 1,000万円超5,000万円以下 | 5,000万円超 |
| 対　　象 | | 新設または増設した家屋、償却資産、土地（事業に直接関係する） | | |
| 取得価格 | 製造業・旅館業 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 |
| | 農林水産物販売業 情報サービス業 | 500万円以上 | | |
| 不均一課税の期間及び税率 | | 固定資産税の税率を、３年度に限り、今金町税条例第６２条の規定にかかわらず、次の各号に定める税率とする。<br>（１）　初年度分　　100分の0.14<br>（２）　第２年度分　　100分の0.35<br>（３）　第３年度分　　100分の0.70 | | |
| 適用期限 | | 令和7年3月31日まで | | |

申請方法など詳細については、町ホームページをご覧ください。
http://www.town.imakane.lg.jp/gyousei/gyouseiinfo/post_2503.html
今金町役場　まちづくり推進課・税務住民課（☎８２－０１１１）へお気軽にご相談ください。